

大和市告示第61号

大和市産後健康診査助成要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市産後健康診査助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、出産後間もない時期の母親に対する健康診査に要する費用の一部を予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(対象となる産後健診)

第3条 助成の対象は、対象者が産科を標ぼうする病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）において受診する次に掲げる産後健康診査（別に定める健康診査項目を実施するものに限る。以下「産後健診」という。）とする。

(1) 2週間健診（おおむね出産日の5日後から21日後までに実施されるものをいう。）

(2) 1か月健診（おおむね出産日の22日後から60日後までに実施されるものをいう。）

(助成の額等)

第4条 助成の額は、産後健診に要した費用とし、第2条各号に掲げる産後健診の区分ごとに、それぞれ5,000円を上限とし、かつ、1回の出産（多胎の場合を含み、死産、流産又は人工妊娠中絶の場合を除く。）につきそれぞれ1回とする。

(助成の手続等)

第5条 市長は、対象者から母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定により妊娠の届出があったときは、当該対象者に対し、産後健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）2枚を交付するものとする。

2 補助券の交付を受けた者（以下補助券保有者という。）が、一般社団法人神奈川県産科婦人科医会の会員たる医師の属する病院若しくは診療所又は本市と産後健診の実施に係る委託契約を締結した助産所（以下「対象医療機関等」という。）において産後健診を受診し、助成を受けようとするとき（その産後健診に係る費用が5,000円に満たない場合を除く。）は、当該対象医

療機関等に補助券1枚を提出しなければならない。この場合において、補助券保有者は、当該産後健診に係る費用から5,000円を控除した額を当該対象医療機関等に支払うものとする。

- 3 前項の場合における対象医療機関等に提出された補助券に係る助成金の精算方法については、別に定める。
- 4 補助券保有者が助成を受けようとする場合において、対象医療機関等以外の医療機関等で産後健診を受診するとき、又は対象医療機関等で受診した産後健診に係る費用が5,000円に満たないときは、補助券保有者は、出産日の翌日から起算して1年以内に、大和市産後健康診査費用助成申請書に補助券、産後健診に係る領収書その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、その旨を大和市産後健康診査費用助成決定（却下）通知書により当該申請者に通知するものとする。この場合においては、助成の決定を受けた者が市長に請求書を提出することにより、その者に対し助成金の交付を行うものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、補助券保有者が偽りその他の不正な行為により助成を受け、又は受けようとしたときは、その助成の決定を取り消し、又は既に助成した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（様式）

第7条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に補助券保有者が受診する産後健診について適用する。

## 別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	産後健康診査費用補助券	第5条
第2号様式	大和市産後健康診査費用助成申請書	第5条
第3号様式	大和市産後健康診査費用助成決定（却下）通知書	第5条